

## 水産物対象品目一覧

マグロ類、ホタテガイ、ブリ類、マダイ、フグ類、ウナギ、カジキ類、カツオ類、アジ類、サワラ類、イワシ類、イカ類、カレイ類、タイ類、メヌケ類、サケ・マス類、エビ類、カニ類、アナゴ類、スズキ、タコ類、ハモ、ヒラメ、ホッケ、ウニ類、アユ、貝類、海藻類、サメ類、タラ類、アンコウ、アイナメ、イサキ、イボダイ、カマス、カワハギ、キス、グチ、コチ、サバ、サンマ、サヨリ、シイラ、シラウオ、タカベ、タチウオ、トビウオ、ハタ、ハタハタ、ヒゲダラ、ホウボウ、ボラ、マナガツオ、マンタイ、ムツ、メゴチ、メダイ、ヤガラ、シシャモ、イカナゴ、コノシロ、アオメエソ、キビナゴ、淡水魚類、ナマコ、ホヤ、魚卵、鯨類、チョウザメ（茨城県産）、ニギス（島根県産）、トクビレ（北海道産）

※下線の品目は令和2年12月25日に追加

**【対象品目についてのお問合せ先】**

水産庁栽培養殖課 03-3501-3848